

(産婦の方へ：この用紙は産婦健康診査を受診する医療機関等へお渡しください。)

産婦健診

医療機関、助産所のご担当者様

練馬区健康推進課

練馬区産婦健康診査実施のお願い

平素より、練馬区の母子保健事業にご理解、ご協力を賜り、真にありがとうございます。

練馬区では、区民が産後（流産・死産を含む）2週間程度および1か月程度で受診する産婦健康診査について、費用の一部の助成を行っています。業務委託契約を締結していない医療機関等にて受診された場合でも、要件を満たす場合には、償還払いにて対応しております。つきましては、大変お手数ではございますが、産婦本人がこの依頼文および別紙（アンケート）を持参した際には、下記のとおりお取り扱いください。お願い申し上げます。

記

1. お母さんの気持ちに関するアンケート（EPDS等）を必ず実施してください。

母子健康手帳に記載の各検査項目に加え、「エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）」、および「赤ちゃんへの気持ち質問票」について、日本産婦人科医会発行「妊産婦メンタルヘルスマニュアル」等を参考に実施し、問診と結果把握を行っていただきますようお願いいたします。

《別紙「練馬区産婦健康診査アンケート票（参考様式）」をご参照ください。》

※参考様式以外の、お母さんの気持ちに関するアンケート等でも代替可能です。

※産婦の状況によって未実施の場合には、下記（【記入例3】）のとおりご対応ください。

2. 支援が必要と判断された場合、区の担当部署へご連絡ください。

産婦健康診査の結果、支援が必要と判断された場合には、産婦の住所を所管する保健相談所（裏面参照）へ速やかにご連絡ください。区は産婦本人の助成申請によって健康診査の結果を把握しますが、受診から時間を要する場合がございます。早急な支援へつなげるため、何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご連絡をいただく際の点数の目安については、アンケート票（参考様式）をご参照ください。

3. 母子健康手帳へ健診結果を記入してください。

実施した産婦健康診査の結果について、母子健康手帳の「出産後の母体の経過」のページにご記入ください。また、「EPDS等の実施など」の欄（最右欄）に、下記をご確認の上、評価結果をご記入ください。

※下記のいずれかの記載がない場合には、産婦健康診査の費用助成の対象になりません。

【記入例1】アンケートの結果、所見なしとご判断された場合

⇒ 所見なし

【記入例2】アンケートの結果、区での支援が必要とご判断された場合

⇒ 連絡済み ※区へご連絡（上記）の上、
左記のようにご記載ください。

【記入例3】産婦の状況（精神的負担等）を考慮し、アンケート未実施の場合

⇒ 状況により
未実施

の経過

たん 尿蛋白	尿糖	体重	EPDS等の 実施など
- + #	- + #	kg	
- + #	- + #		
- + #	- + #		
- + #	- + #		

☆裏面に練馬区の担当部署、および連絡先を記載しています。

(産婦の方へ：この用紙は産婦健康診査を受診する医療機関等へお渡しください。)

練馬区 各保健相談所 連絡先・管轄一覧

保健相談所	住所	電話番号	管轄の地域
豊玉保健相談所	豊玉北5丁目15番19号 豊玉すこやかセンター内	03-3992-1188	旭丘、向山、小竹町、栄町、桜台、豊玉上、豊玉北、豊玉中、豊玉南、中村、中村北、中村南、貫井、練馬、羽沢
北保健相談所	北町6丁目35番7号	03-3931-1347	春日町1・2・4丁目、北町、田柄1・2丁目、錦、早宮、氷川台、平和台
光が丘保健相談所	光が丘2丁目9番6号 光が丘区民センター1階	03-5997-7722	旭町、春日町3・5・6丁目、田柄3・4・5丁目、高松、土支田、光が丘
石神井保健相談所	石神井町7丁目3番28号	03-3996-0634	大泉町2丁目、下石神井、石神井台1・2・3・5・6丁目、石神井町、高野台、東大泉、富士見台、南大泉、南田中、三原台、谷原
大泉保健相談所	大泉学園町5丁目8番8号	03-3921-0217	大泉学園町、大泉町1・3・4・5・6丁目、西大泉、西大泉町
関保健相談所	関町東1丁目27番4号	03-3929-5381	上石神井、上石神井南町、石神井台4・7・8丁目、関町北、関町東、関町南、立野町

【連絡先受付時間】

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時（祝休日、12月29日から1月3日除く）

○ご不明点がありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

(問い合わせ) 練馬区 健康部 健康推進課 母子保健係
TEL: 03-5984-4621